

災害時における給水車の運転等に関する協定

柳井地域広域水道企業団(以下「甲」という。)と福山通運株式会社(以下「乙」という。)は、柳井地域広域水道企業団の供給地域及びその周辺において大規模地震等が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における給水車の運転等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、柳井地域広域水道企業団の供給地域及びその周辺における災害時に、甲の要請に基づき乙が行う災害拠点病院等への応急給水活動のための給水車の運転業務等について基本的な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は乙に対して支援内容を明らかにした書面(第1号様式)により給水車の運転等の要請を行う。ただし、緊急時等で書面により難いときは、口頭等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙が被災等により支援が困難と判断した場合や乙の事業の支障となる場合を除き、速やかに運転業務等を行うものとする。なお、給水車には甲の職員が同乗する。

3 甲及び乙は、第1項の規定による要請を円滑に行うため、毎年度当初において、連絡体制表(第2号様式)を作成するものとし、変更が生じた場合には、その都度報告しなければならない。

(災害時の支援協力内容)

第3条 災害時における乙の協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲が所有する給水車の運転業務
- (2) 給水車の運転時における給水活動の補助業務
- (3) その他甲乙間で協議し、必要とされた業務

(業務報告)

第4条 乙は第3条の業務を実施したときは、甲に対し、速やかに完了報告書(第3号様式)により報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 前条の規定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、復旧支援終了後、乙が提出する報告書等に基づき、甲が支援業務を要請した時点を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害の負担)

第6条 本協定に基づき、乙が行う業務において、業務中に発生した事故による損害(乙が運転する

車両への損害及び第三者の身体・財産に対する損害)の賠償については、甲が別途委託契約を締結している自動車損害共済委託の範囲において、甲が責任を負う。

(平時における協力)

第7条 甲及び乙は、第3条に規定する災害時の協力業務だけでなく、平時においても甲乙間に連携を密にするものとする。

2 前項に規定する連携の詳細は別途甲乙協議の上定める。

(細目協定)

第8条 この協定に規定するもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができる。

(協議)

第9条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(協定有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙のいずれかから本協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 柳井市南町一丁目10番2号

柳井地域広域水道企業団

企 業 長 井原 健太郎

乙 山口県熊毛郡平生町大字平生村521番地

福山通運株式会社 柳井営業所

所 長 西村 義之